

ホームページへの掲載が必要な施設基準等と揭示事項

ホームページに掲載すべき内容は算定している加算等によって異なりますので、医療機関様のご状況に合わせてホームページに掲載する必要があります。

以下にホームページへの掲載が必要な施設基準等と揭示事項をまとめましたので、ご活用ください。

さらに詳しい内容は、最下部の参考資料をご確認ください。

★がついている項目は令和6年度の診療報酬改定の以前よりホームページへの掲載が施設基準等に定められており、経過措置（令和7年5月31日まで）の対象外です。

対象となる施設基準等および揭示事項

保険医療機関及び保険医療養担当規則等、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準

揭示事項

（保険医療機関及び保険医療養担当規則で定められた揭示事項）

- ・ 食事療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 生活療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則で定められた揭示事項）

- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準で定められた揭示事項）

- ・ 運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問看護の選択に資すると認められる重要事項

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準で定められた揭示事項）

- ・ 食事療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 生活療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

小児かかりつけ診療料

揭示事項

- ・ 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと
- ・ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと
- ・ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じること

- ・ 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと
- ・ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと
- ・ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応すること

医療情報取得加算

揭示事項

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有していること
- ・ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと

医療DX推進体制整備加算（歯科、調剤）

揭示事項

- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと
- ・ 具体的には
 - (ア) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること
 - (イ) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること
 - (ウ) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること

明細書発行体制等加算

揭示事項

- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること

歯科外来診療における院内感染防止対策

揭示事項

- ・ 院内感染防止対策を実施していること

地域歯科診療支援病院歯科初診料

揭示事項

- ・ 院内感染防止対策を実施していること

歯科外来診療医療安全対策加算1・2

揭示事項

- ・ 緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施していること

病院の入院基本料

揭示事項

- ・ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合

診療所の入院基本料

揭示事項

- ・ 現に看護に従事している看護職員の数

ハイリスク分娩等管理加算

揭示事項

- ・ 一年間の分娩実施件数、配置医師数、配置助産師数及び連携している保険医療機関

後発医薬品使用体制加算

揭示事項

- ・ 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいること
- ・ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること

バイオ後続品使用体制加算

揭示事項

- ・ 入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいること

協力対象施設入所者入院加算

揭示事項

- ・ 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称

特定一般病棟入院料1

揭示事項

- ・ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合

情報通信機器を用いた診療★

揭示事項

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと

機能強化加算★

揭示事項

- ・ 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと
- ・ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと

- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じること
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
- ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できること

地域包括診療加算1・2

揭示事項

- ・健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること
- ・当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること
- ・患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること

院内トリアージ実施料

揭示事項

- ・院内トリアージの実施基準

ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)

揭示事項

- ・ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号

介護保険施設等連携往診加算

揭示事項

- ・介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称

在宅医療DX情報活用加算

揭示事項

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うこと
- ・具体的には
 - (ア)医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること
 - (イ)マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること
 - (ウ)電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること

在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算

揭示事項

- ・在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等とICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等

訪問看護医療DX情報活用加算

揭示事項

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示していること
- ・具体的には
 - (ア)看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること
 - (イ)マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施している保険医療機関であること

コンタクトレンズ検査料

揭示事項

- ・次に掲げる事項を内容とするコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用
 - ① 初診料及び再診料（許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上の保険医療機関にあっては外来診療料）の点数
当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨
 - ② 当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数
当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験
 - ③ 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨

外来後発医薬品使用体制加算

揭示事項

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいること
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること

一般名処方加算

揭示事項

- ・医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること

医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術

揭示事項

- ・ 当該手術の前年（1月から12月まで）の手術件数

歯科技工加算1及び2

揭示事項

- ・ 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されていること

がん性疼痛緩和指導管理料の注2

揭示事項

- ・ がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について

地域包括診療料

揭示事項

- ・ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること
- ・ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること
- ・ 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること

外来腫瘍化学療法診療料1

揭示事項

- ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること
- ・ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること
- ・ 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等

外来腫瘍化学療法診療料3

揭示事項

- ・ 当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること
- ・ 当該他の連携する医療機関の名称等

連携充実加算★

揭示事項

- ・ 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメン

- ・他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に
応じる体制について

「令和6年3月27日保医発0327第10号『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項につ
いて（通知）」において、次の項目について「原則として、ウェブサイトに掲載しなければならない」と
されています。

● 厚生労働大臣が定める掲示事項

従来から院内掲示とされていたものを含め、以下の5つの事項が「院内掲示事項及びウェブサイト掲載事
項」として定められています。

- ・入院基本料に関する事項
- ・厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能
評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成24年厚生労働省告示第165号）別表第一から第三まで
の病院の欄に掲げる病院であること。
- ・地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項
- ・明細書の発行状況に関する事項
- ・保険外負担に関する事項

● 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

➤ 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

掲示事項

- ・本制度の趣旨及び特別の料金について
参考：[厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

その他、以下の項目があります。

- 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項
- 予約に基づく診察に関する事項
- 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に関する事項
- 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項
- 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する事項
- 金属床による総義歯の提供に関する事項
- う蝕に罹患している患者の指導管理に関する事項
- 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レン
ズの支給に関する事項
- 主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において患者の希望に
基づき使用することが適当と認められるものの使用に関する事項
- 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（算定告示に掲げる療養としての使用を除く。）に関する事項
- 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項

● 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

従来から院内掲示とされていたものを含め、以下の3つの事項が「院内掲示事項及びウェブサイト掲載事項」として定められています。

- ・ 調剤報酬点数表の第2節区分番号「10の2」調剤管理料及び区分番号「10の3」服薬管理指導料に関する事項
- ・ 調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項に関する事項
- ・ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第4条の2第2項及び第4条の2の2第1項並びに療担基準第26条の5第2項及び第26条の5の2第1項に規定する明細書の発行状況に関する事項

参考資料

※下記の他にも、告示等が公布されている場合がありますので、必ず最新の情報をご確認ください。

- ・ 令和6年厚生労働省令第35号保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令
- ・ 令和6年厚生労働省告示第55号高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示
- ・ 令和6年3月5日保医発0305第4号診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
- ・ 令和6年厚生労働省告示第58号基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・ 令和6年3月5日保医発0305第5号基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）
- ・ 令和6年厚生労働省告示第59号特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
- ・ 令和6年3月5日保医発0305第5号基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）
- ・ 令和6年3月27日保医発0327第10号「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（通知）

掲載先：[厚生労働省 令和6年度診療報酬改定について](#)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)

ニチイ学館の医療機関・調剤薬局向けホームページ制作サービス MediClips（メディクリップス）は「保険医療機関の書面掲示」専用ページや例文をご用意し、施設基準等の順守をサポートしています。

[初期費用0円・月額（税別）4,800円～ MediClips（メディクリップス）サービス詳細ページはこちら▶](#)

(<https://medi.nichiigakkan.co.jp/service/medical/mediclips/>)